

## 下田市と上智大学との連携に関する協定書

下田市（以下「甲」という。）と上智大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携に関する協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲が目指すまちづくりと乙が掲げる教育理念の共通項として、国際連合が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に寄与することによって、双方の発展のために連携することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携、協力する。

- (1) 市民及び学生・生徒の教育・学習・交流に関すること。
- (2) 地球環境との調和による発展に必要な調査・研究に関すること。
- (3) 持続可能な産業・経済の振興に関すること。
- (4) 甲のまちづくり及び乙の教育理念に資する人材育成に関すること。
- (5) その他前条の目的達成に資すること。

2 連携事項の展開にあたって、乙は必要な提案、助言などの協力を甲に行うものとする。また、甲はフィールド調査やワークショップなどの実践的な教育の場を乙に提供するとともに、乙が行う教育プログラムに協力するものとする。

## （連絡推進会議）

第3条 連携事項の円滑かつ効果的な実施に向けて、連携内容の具体的な検討や検証などを行うため、連絡推進会議を置くものとする。

2 連絡推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上別に定める。

## （費用等）

第4条 連携事項の実施に関わる費用は、甲乙協議して負担する。

## （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3ヵ月前までに甲又は乙のいずれからも書面による更新しない旨の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定の実施を通じて知り得た相手方秘密情報を、正当な理由なく第三者に開示又は漏洩し、本協定以外の目的で使用又は第三者に使用させてはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 相手方から知得した時点で既に保有していた情報
- (2) 相手方から知得した後、秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- (3) 相手方から知得した情報とは無関係に独自に開発又は知得した情報
- (4) 相手方から知得した時点で既に公知となっていた情報
- (5) 相手方から知得した後、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報

2 本条は、本協定終了後もなお効力を有する。

## （個人情報保護）

第7条 甲及び乙は、本協定の実施を通じて知り得た相手方が保有する個人情報について、第三者に提供しないとともに、本協定の実施に必要な範囲を超えて利用、提供、複製しない。

2 本条は、本協定終了後もなお効力を有する。

## （その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年8月8日

甲 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号

乙 東京都千代田区紀尾井町7-1

下田市長

上智大学長

松本正一郎

藤道佳明